

和光市図書館サポーター制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、和光市図書館が実施する図書館事業において市民ボランティアとして積極的に協力する和光市図書館サポーター（以下「サポーター」という。）の登録、活動等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録対象)

第2条 サポーターとして登録できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- ＜ 市内に在住し、在勤し、又は在学する者であること。
- ＞ サポーターとして継続的に活動できること。
- △ 図書館事業に関心があること。

(登録手続)

第3条 サポーターとして登録しようとする者は、和光市図書館サポーター登録申込書（様式第1号。次項において「申込書」という。）を図書館長に提出しなければならない。

2 図書館長は、申込書を受理した場合は、その内容を審査し、前条各号に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該申込書を提出した者をサポーターとして登録するものとする。

3 前項の規定による登録は、和光市図書館サポーター登録簿（様式第2号）に、氏名、住所、電話番号その他必要な事項を記載してするものとする。

(活動内容)

第4条 サポーターは、次に掲げる活動を行う。

- ＜ 図書館事業の企画及び運営
- ＞ 除籍資料のリサイクルの準備及び受付
- △ 団体貸出業務の補助
- ▽ 書架整理
 - ・ 図書館資料のカバー掛け及び修理
 - ・ 図書館内の装飾及び美化
 - ・ 前各号に掲げるもののほか、図書館長が必要と認めた活動

(活動時間等)

第5条 サポーターの活動時間は、原則として1日当たり6時間以内とする。ただし、サポーターが了承したときは、6時間を超えることができる。

2 サポーターの活動場所は、和光市図書館、和光市公民館図書室その他図書館長が必要と認めた場所とする。

3 サポーターの活動日時及び活動場所は、図書館長が指定する。

(秘密の保持)

第6条 サポーターは、第4条の活動を行ったことによって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。サポーターを退いた後も、同様とする。

(活動支援)

第7条 図書館長は、サポーターの活動を支援するため、サポーターとしての知識及び技能の向上に資する研修等を行うものとする。

2 サポーターは、前項の研修等に積極的に参加するものとする。

(登録の取消し)

第8条 図書館長は、サポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- ◀ サポーターが登録の取消しを申し出たとき。
- ▶ 第2条各号の要件に該当しなくなったとき。
- △ 虚偽その他不正の手段により登録を受けたとき。
- ✓ サポーターとして不適切であると図書館長が認めたとき。

(事務局)

第9条 サポーターに関する事務は、和光市図書館において処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、図書館長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年11月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

和光市図書館サポーター登録申込書

年 月 日

和光市図書館長 様

申込者 住所

氏名

生年月日 年 月 日生

電話番号

（在勤又は在学の場合）勤務地又は学校の名称

勤務地又は学校の住所

和光市図書館サポーターとして活動したいので、次のとおり申し込みます。

1 活動できる曜日 月・火・水・木・金・土・日

2 活動できる時間 午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで

3 活動できる期間 カ月・半年・1年・1年超

4 活動できる内容

- ＜ 図書館事業の企画及び運営
- ＞ 除籍資料のリサイクルの準備及び受付
- △ 団体貸出業務の補助
- ▽ 書架整理
- ・ 図書館資料のカバー掛け及び修理
- ・ 図書館内の装飾及び美化

様式第2号（第3条関係）

和光市図書館サポーター登録簿

[illegible]